

Legal Networks

02

～障害者雇用率が引き上げになります～

平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります。

障害者雇用率制度とは、身体障害者、知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常時労働者となり得る機会を与え、常時労働者の数に対する割合を設定し、事業主等に障害者雇用達成義務を果たすことにより、それを保障する制度です。

現在は常時雇用する労働者数が50人以上の民間事業主が対象となっています。

その法定雇用率が平成30年4月1日から以下の率に変更になります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※今回の民間企業の法定雇用率は平成30年4月1日より3年を経過する前まで（平成33年4月まで）に廃止され、以降は2.3%が適用されません。

さらに、平成30年4月1日から精神障害者が雇用義務に追加されることとなりました。（現行は精神障害者は雇用義務とされていないが、企業の雇用率には、身体・知的障害者を雇用したものとみなし算入している）

これに伴い、法定雇用率の算定の基礎に精神障害者を含めて計算することになります。

【平成30年4月1日から】一般民間企業における雇用率設定基準
 身体障害者、知的障害者及び**精神障害者**である常用労働者の数
 + 失業している**身体障害者**、知的障害者及び**精神障害者**の数

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{常用労働者} - \text{除外率相当労働者} + \text{失業者数}}{\text{常用労働者} - \text{除外率相当労働者} + \text{失業者数}}$$

対象となる事業主の範囲が45.5人以上に変更になります。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用する義務のある民間企業の事業主の範囲が、労働者数が50人以上から45.5人以上に変更になります。

※民間企業の法定雇用率が2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、労働者数43.5人以上になります。

区分	現行法定雇用率	H30.4月～	H33.4月までに
民間企業	2.0%(50人以上)	2.2%(45.5人以上)	2.3%(43.5人以上)

障害者雇用率の算定方法に特例が設けられます。

平成30年4月から、短時間労働者である精神障害者を1人雇用した際の算定について、現行の0.5人から1人に引き上げられることが決定しました。

平成35年3月31日までに雇い入れた人を対象とする5年間の特例措置として実施します。

短時間労働者（週の所定労働時間が20時間以上30時間未満）の精神障害者であって、新規雇入から3年以内又は精神障害者保健福祉手帳の取得から3年以内の人については、雇用率の算定を1人として取り扱います。

※退職後3年以内に同じ事業主に再雇用された場合は対象外となります。従来通り0.5人でカウントされます。

実雇用障害者数のカウント方法

【現行】

対象となる障害者	短時間労働者以外の労働者	短時間労働者
身体障害者	1人	0.5人
重度身体障害者	2人	1人
知的障害者	1人	0.5人
重度知的障害者	2人	1人
精神障害者	1人	0.5人



【平成30年4月1日以降】

対象となる障害者	短時間労働者以外の労働者	短時間労働者
身体障害者	1人	0.5人
重度身体障害者	2人	1人
知的障害者	1人	0.5人
重度知的障害者	2人	1人
精神障害者	1人	1人

ご興味のある方は、厚生労働省のホームページからリーフレットをご覧ください。

厚生省HP
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisha/04.html

※図、表の一部は厚生省HP『障害者雇用率制度の概要』、東京労働局リーフレット『障害者雇用保険率の見直しについて』より抜粋

2月の労務管理スケジュール

〔労務〕

2/1～2/28
1月分の社会保険料の納付

〔税務〕

2/1～2/10
1月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

<http://www.kintaiakanrikenkyujo.io>
TEL:03-6403-0861

2018.2月号